

令和2年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

訪問介護
介護予防訪問サービス

目 次

訪問介護、介護予防訪問サービス、訪問入浴介護、訪問看護

【訪問介護・介護予防訪問サービス】

訪問介護 人員基準	1
サービス提供責任者の要件	1
総合事業の訪問型サービス（人員基準）	2
同居家族がいる場合の生活援助中心型の単位の算定について	3
特定事業所加算（Ⅰ～Ⅲ）	4
特定事業所加算（Ⅳ）	4
特定事業所加算の算定要件	5
同一建物減算（訪問系サービス）	6
初回加算	6

【訪問入浴介護】

訪問入浴介護	7
サービス提供体制強化加算	8

【訪問看護】

訪問看護 人員基準	9
看護体制強化加算	10
サービス提供体制強化加算	11
他事業所との連携について	12

訪問介護 人員基準

管理者	常勤専従（支障が無い場合は兼務可）（資格は不要）
訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・訪問介護員養成研修2級課程修了者 ・介護職員基礎研修課程 ・看護師、准看護師、保健師
	サービス提供責任者 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 ※利用者の数が40人を超える事業所については常勤換算方法によることも可 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・看護師、准看護師、保健師

サービス提供責任者の要件

利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上のサービス提供責任者を配置する必要がある。

- ① 常勤1人以上
- ② 管理者が兼務することは差し支えない。
- ③ 利用者の数は、前3月の平均値を用いる。
- ④ 通院等乗降介助のみの利用者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算する。

非常勤職員のサービス提供責任者



常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達しているものでなければならない。

※常勤のサービス提供責任者を配置していることが前提

総合事業の訪問型サービス（人員基準）

サービス名 (種別)	介護予防訪問サービス (従前相当の訪問型サービス)	生活支援訪問サービス (緩和した基準による訪問型サービス)
サービス 内容	生活援助（掃除・洗濯など） 身体介護（食事・入浴など）	生活援助（掃除・洗濯など）
人員	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理者：常勤専従1以上 ◆訪問介護員等：常勤換算2.5以上 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者 ◆サービス提供責任者：常勤訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件】 介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理者：専従1以上 ◆訪問サービス従業者：必要数 【資格要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者、一定の研修修了者(事業者が自ら行う) ◆訪問サービス責任者：訪問サービス従業者のうち必要数 【資格要件】 訪問サービス従業者と同じ

※生活援助従事者研修修了者は身体介護には従事できない。

※事業者が自ら行う研修の修了者は介護予防訪問サービスには従事できない。（生活援助のみの場合でも）

【メモ】

同居家族等がいる場合の 生活援助中心型の単位を算定について

「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、
疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うこと
が困難な場合」に算定ができる。

- 障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であつても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合。
- 同居家族等の有無のみだけで判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断する。

判断材料

- ・ 利用者の状況
- ・ 家族の状況（高齢世帯、介護者の就労等）
- ・ 家族の介護への関わり具合
- ・ 提供するサービス内容（掃除、調理等）が、上記の事情を総合的に勘案して、そのサービスがなければ生活が成り立たないかどうか判断する。



サービスへ位置付ける際には、必要性をケアプランに記載する。

※サービス担当者会議等において、支援の必要性を確認し、家族等の役割を分担を明らかにしておくこと。

根拠法令等

- ・ 厚告19 別表1 注3
- ・ 老企36 第2の2(6)
- ・ 平成19年12月20日厚生労働省老健局振興課事務連絡
- ・ 平成20年8月25日厚生労働省老健局振興課事務連絡

特定事業所加算（Ⅰ～Ⅲ）

	要件	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
①	<ul style="list-style-type: none"> 全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 	○	○	○
②	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催している。 サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。 	○	○	○
③	全ての訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。	○	○	○
④	緊急時等における対応方法を利用者に明示している。	○	○	○
⑤	訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上	○	どちらかに○	○
⑥	全てのサービス提供責任者が、3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者（1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置）	○	○	○
⑦	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護4及び5である者、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ、Ⅴである者並びに痰の吸引等が必要な者が占める割合が100分の20以上	○	○	○

特定事業所加算（Ⅳ）

	要件	Ⅳ
①	全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。	○
②	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催している。 サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。 	○
③	訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。	○
④	緊急時等における対応方法を利用者に明示している。	○
⑤	常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、配置することとされている常勤のサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。	○
⑥	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護3、4及び5である者、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ、Ⅴである者並びに痰の吸引等が必要な者が占める割合が100分の60以上	○

特定事業所加算の算定要件

不適切な事例

訪問介護員等に対する、**訪問介護員等ごとの研修計画**が作成されていることが確認できない。



訪問介護員等又はサービス提供責任者について、**個別具体的な研修の目標・内容・期間・実施時期等を定めた計画**を策定すること。

【メモ】

同一建物減算（訪問系サービス）

算定要件	減算の内容
①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	10%減算 (-600単位)*
②上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1か月当たり20人以上の場合)	
③上記①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1か月当たり50人以上の場合	15%減算 (-900単位)*

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合

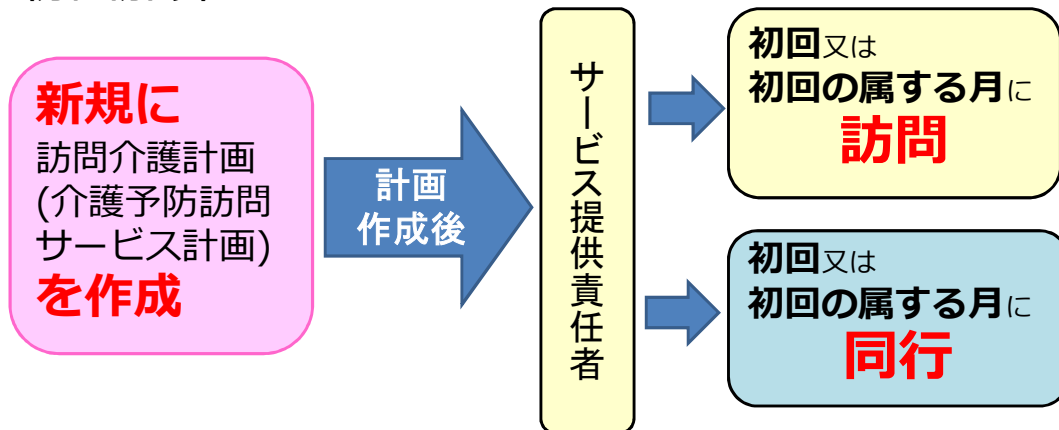
②③の「利用者数」・・・1か月間(暦月)の利用者数の平均

$$1か月の利用者数の平均 = \frac{\text{当該月の1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計}}{\text{当該月の日数}}$$

同一の建物について

当該建築物の管理、運営法人がサービス事業者と異なる場合でも該当します。

初回加算



不適切な事例

- ・サービス提供責任者の訪問や同行訪問がないにもかかわらず算定している。
- ・訪問介護計画作成後にサービス提供責任者の訪問や同行がない。

訪問入浴介護

訪問入浴介護

人員基準	管理者	常勤専従 (支障が無い場合は兼務可) (訪問入浴介護従業者である必要なし)	
	看護師又は准看護師	1以上	1人以上は常勤
	介護職員	2以上	

1回の訪問につき、看護職員1人及介護職員2人をもって行う。(そのうち1人をサービス提供の責任者とする。)

利用者の身体の状況から支障を生じるおそれがないと認められる場合



主治医の意見を確認したうえで、介護職員3人によるサービスの提供が可能

サービス提供体制強化加算（訪問入浴）

要件		(I)イ	(I)ロ
①	全ての訪問入浴介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。計画は、従業者について、個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施期間を定めること。	○	○
②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的（おおむね1月に1回以上）に開催している	○	○
③	全ての従業者に対し、健康診断を定期的（少なくとも1年以内ごとに1回）、事業主の費用負担により実施している	○	○
④	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上 又は 介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上	○	/
⑤	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上 又は 介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上		

④⑤の補足

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いる。

例）令和3年4月から算定する場合

令和2年4月～令和3年2月までの割合を算出する。

	R 2										R 3		計	介護福祉士の占める割合
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			
全介護職員	6.0	6.2	6.5	6.0	5.8	6.8	6.7	6.8	7.0	7.0	6.9	71.7	53%	
介護福祉士	3.0	3.0	3.0	3.0	2.8	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	38.7		

※ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所は届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。

訪問看護

訪問看護 人員基準

訪問看護ステーションの場合	
管理者	常勤専従の看護師又は保健師 (支障がない場合は兼務可)
保健師、看護師、准看護師	常勤換算方法で2.5以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	適当数
病院又は診療所の場合	
保健師、看護師、准看護師	適当数

看護体制強化加算

要件		I	II
①	算定日の属する月の前6月間において、訪問看護事業所の利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上	○	○
②	算定日の属する月の前6月間において、訪問看護事業所の利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の30以上	○	○
③	算定日の属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上	○	/
④	算定日の属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上	/	○

※算定にあたっての留意事項

①の算出方法

$$\frac{\text{緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数}}{\text{訪問看護の実利用者の総数}}$$

②の算出方法

$$\frac{\text{特別管理加算を算定した実利用者数}}{\text{訪問看護の実利用者の総数}}$$

- 基準の人数は継続的に維持する必要があり、毎月記録すること。
- 看護体制強化加算は（I）か（II）のいずれか一方のみを選択し届け出ること。

サービス提供体制強化加算（訪問看護）

要件	
①	全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。計画は、看護師等について、個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施期間を定めること。
②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的（おおむね1月に1回以上）に開催している。
③	全ての看護師等に対し、健康診断を定期的（少なくとも1年以内ごとに1回）、事業主の費用負担により実施している。
④	事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上。

④の補足

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いる。

例）令和3年4月から算定する場合

令和2年4月～令和3年2月までの割合を算出する。

	R 2									R 3		計	勤続3年以上の占める割合
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
全看護師等	6.0	6.2	6.5	6.0	5.8	6.8	6.7	6.8	7.0	7.0	6.9	71.7	53%
勤続3年以上	3.0	3.0	3.0	3.0	2.8	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	38.7	

※ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所は届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。

他事業所との連携について

通所介護事業所やグループホームの医療連携体制加算、障害者施設との委託契約など、他の事業所と連携する場合、**連携先（委託先）で従事する時間は、訪問看護事業所としての勤務時間に含めることができません。**

連携先（委託先）で業務している時間を除くと、訪問看護事業所の常勤換算数が2.5人を下回る場合は、連携（委託）を受けることはできません。